## 様式2

## 不利益処分に係る処分基準

処	分の名形	市場施設の補修命令
根拠	処条例・規則等々	さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
	条項	第69条
所	管 部 割	経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場(電話:048-644-2929)
処 分 基 準	基 準 (未設定の 合はその 由)	1 故意又は過失により市場施設を減失又は損傷したとき。
	設定等年月備考	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正